

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (甲 号 証)

2011(平成23)年5月30日

東京高等裁判所第22民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

菅野

泰



同

廣瀬

理夫



同

中丸

素明



同

植竹

和弘



同

拝師

徳彦



同

及川

智志



同

島田

亮



同

山口

仁



同

近藤

裕香



甲号証	標目	作成者	作成年月日	原・写の別	立証趣旨
78の1	八ッ場ダム建設事業について(回答)	国土交通省 関東地方整備局長 中島威夫	H18.9.28	写し	八ッ場ダム建設事業について、千葉県が国土交通省関東地方整備局長に送付した照会に対する回答内容。 「昭和24年の利根川改修改訂計画では、利根川の基本高水のピーク流量を、八斗島基準地点において毎秒17,000m ³ と定めていたが、この流量は、昭和22年9月のカスリーン台風による洪水の流量を、八斗島地点の流量観測の実測値がないため、八斗島地点より上流の当時実際に流量観測された3地点の実測値などから推計したものである。しかし、昭和22年のカスリーン台風以降、利根川上流域の各支川は災害復旧工事や改修工事により河川の洪水流下能力が徐々に増大し、従来上流で氾濫していた洪水が河道により多く流入しやすくなり、下流での氾濫の危険性が高まったこと、また、都市化による流域の開発が上流の中小都市にまでおよび、洪水流出量を増大させることとなったことなど、改修改訂計画から30年が経過して利根川を取り巻く情勢が一変したため、これに対応した治水対策とするべく、昭和55年に利根川水系工事実施基本計画を改定し、基本高水のピーク流量を変更した。 改修改訂計画において対象洪水とした昭和22年のカスリーン台風による洪水流量は、上流域で相当量の氾濫が生じていた状態での流量であったため、工事実施基本計画では、改修改訂計画と同様に計画規模の対象洪水をカスリーン台風による洪水流量としたが、昭和22年以降の上流部の河川改修、開発等による流出増があるため、利根川上流域の現状を考慮して流出計算モデルを構築し、カスリーン台風が再来し、上流にダムがないという条件で流出量について検討を加えた結果、八斗島地点における基本高水のピーク流量は毎秒22,000m ³ 程度となった。」 とされていること等
78の2	参考文献	〃	〃	〃	